

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	イムノクロマト用メンブレン (IA)
供給者の会社名称, 住所及び電話番号	:	
会社名称	:	東洋濾紙株式会社
住所	:	東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル5階
担当部門	:	品質保証部
電話番号	:	03-5521-2176
FAX番号	:	03-5521-2177
メールアドレス	:	trk-hinsho@advantec.co.jp
推奨用途	:	イムノクロマト用メンブレン
使用上の制限	:	上記以外の用途にご使用される場合は、 事前にご相談ください。

## 2. 危険有害性の要約

## 化学品のGHS分類

## 物理化学的危険性

## 可燃性固体

: 区分1。

## 健康有害性

: 区分に該当しない。

## 環境有害性

: 分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示又はシンボル



## 注意喚起語

: 危険。

## 危険有害性情報

: 可燃性固体。

## 注意書き

## 安全対策

: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の  
着火源から遠ざけること。禁煙。

## 応急処置

: 火災の場合、消火するために適切な消  
火剤を使用すること。

## 3. 組成及び成分情報

## 化学物質・混合物の区別

: 混合物

## 化学名又は一般名

: メンブレン

## 成分及び濃度又は濃度範囲

: セルロースナイトレート17~22% (フィルター)  
(CAS No. 9004-70-0)セルロースアセテート (フィルター)  
(CAS No. 9004-35-7)ポリエチレンテレフタレート (バックングシート)  
(CAS No. 25038-59-9)

湿潤剤 (湿潤剤)

## 官報公示整理番号

化審法	:	(8)-176	セルロースナイトレート
		(8)-165	セルロースアセテート
		(7)-1022	ポリエチレンテレフタレート
安衛法	:	別表第9の424	ニトロセルローズ (セルロースナイトレート)
国連分類	:	クラス4.1	等級II
国連番号	:	3270	(ニトロセルローズ製メンブレンフィルター、ニトロセルローズの窒素量が12.6質量%を超えないもの)

## 4. 応急措置

吸入した場合	:	該当しない。
皮膚に付着した場合	:	該当しない。
眼に入った場合	:	直ちに清浄な流水で十分に洗眼する。 異常がある場合は、医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合	:	口をすすぐこと。 無理に吐かせないこと。 医師の手当、診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤	:	大量の水（噴霧）、二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤、砂、土など。
使ってはならない消火剤	:	データなし。
火災時の特有の危険有害性	:	燃焼の際に生成する有毒なフェームまたはガス（刺激性で有毒性の強いガス）が発生するおそれがある。 火災の時は大量の黒煙が発生する。 不完全燃焼すると濃い煙が発生する。 (ポリエチレンテレフタレート)
特有の消火方法	:	火災が爆発に至ったら消火しないこと。 区域から退避させること。 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 ただし、熱にさらされている時は、移してはならない。 移動が不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 消火作業の際は、空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）を着用する。 (セルロースナイトレート)

---

#### 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項, 保護具及び  
緊急時措置 : データなし。
- 環境に対する注意事項 : データなし。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : データなし。
- 

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : 燃焼しやすく、燃焼速度が速いため、取扱う周辺は火気厳禁とし、換気のよい場所とする。  
混合爆発を誘発するおそれのある酸化剤、酸、塩基、可燃剤との接触を避ける。  
分解爆発などの着火源となる打撃、静電気、衝撃、熱を避ける。  
静電気を除去する措置を講ずる（アース、導電性材料、不活性ガスシール、帯電防止作業衣など）。
- 保管 : 直射日光、湿潤空気により自然発火が促進するため、密閉容器に入れ、低温、低湿度の屋内に保管する。  
密閉容器内は、不活性ガスにより置換することが望ましい。  
長期保存は避け、使用期限を遵守する。  
100kg以上の保存時には、消防法（危険物）の適用を受ける。
- 

#### 8. ばく露防止及び保護措置

- 許容濃度 日本産業衛生学会 : データなし。  
ACGIH : データなし。
- 設備対策 : 必要に応じて講じる。
- 保護具 : 必要に応じて使用する。
-

---

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 固体、バックリングシートに固定した多孔質な膜。
色	: 白色。
臭い	: なし。
融点/凝固点	: データなし。
沸点又は初留点及び沸点範囲	: データなし。
可燃性	: あり。
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: 該当しない。
引火点	: 該当しない。
自然発火点	: 該当しない。
分解温度	: データなし。
pH	: データなし。
動粘性率	: 該当しない。
溶解度	: 水に不溶（湿潤剤は可溶）。
n-オクタノール/水分配係数	: データなし。
蒸気圧	: データなし。
密度又は相対密度	: データなし。
相対ガス密度	: 該当しない。
粒子特性	: データなし。

---

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の手扱い条件では安定。
化学的安定性	: 通常の手扱い条件では安定。
危険有害反応可能性	: 火気などにより、容易に発火する。 酸化剤、酸、塩基、可燃剤との接触により、急激に発火・爆発することがある。 打撃、静電気、衝撃、熱により、急激に発火・爆発することがある。 高温、高湿下において酸化しやすく、自然発火する可能性が高くなる。
避けるべき条件	: 火気、高温・高湿、打撃、静電気、衝撃、熱。
混触危険物質	: 酸化剤・酸・塩基・可燃剤。
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化物。 燃焼すると一酸化炭素、二酸化炭素が発生する。

---

## 1 1. 有害性情報

## 急性毒性

経口	：	区分に該当しない。
経皮	：	データ不足のため分類できない。
吸入：ガス	：	データ不足のため分類できない。
吸入：蒸気	：	データ不足のため分類できない。
吸入：粉塵、ミスト	：	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	：	データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	：	区分に該当しない。
呼吸器感受性又は皮膚感受性	：	データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	：	データ不足のため分類できない。
発がん性	：	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	：	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	：	区分に該当しない。

(成分として)

区分3 気道刺激性 呼吸器への刺激のおそれ。

喉を刺激し、高濃度ではめまい、呼吸困難及び意識喪失を起こす可能性を示唆する記述があるが、具体的な報告はない。

(セルロースナイトレート)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	：	データ不足のため分類できない。
誤えん有害性	：	データ不足のため分類できない。

## 1 2. 環境影響情報

## 生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)	：	データ不足のため分類できない。
水生環境有害性 長期 (慢性)	：	データ不足のため分類できない。
残留性・分解性	：	データなし。
生体蓄積性	：	データなし。
土壌中の移動性	：	データなし。
オゾン層への有害性	：	データ不足のため分類できない。

## 1 3. 廃棄上の注意

水蓄状態で少量ずつ焼却する。

(セルロースナイトレート)

該当法規に従い、廃棄物として処理する (国、都道府県ならびに地方自治体の法規、条例に従う)。

一般産業廃棄物と同様に、都道府県知事が許可した産業廃棄物処理業者もしくは、地方公共団体がその処理を行っている場合には、その団体に委託して処理する。

焼却処分するときは、管理された焼却設備を用いて、大気汚染防止法、廃掃法、水質汚濁防止法等に沿って処理する (廃棄時には、産業廃棄物として処理することをおすすめいたします)。

---

#### 1 4. 輸送上の注意

国連番号	:	3270
品名（国連輸送名）	:	ニトロセルロース製メンブレンフィルター、ニトロセルロースの窒素量が12.6質量%を超えないもの
国連分類	:	4.1
容器等級	:	II
国内規制がある場合の規制情報	:	消防法、航空法、船舶安全法の規制に従い輸送する。

---

#### 1 5. 適用法令

安衛法	:	施行令別表第一第一号、危険物・爆発性の物 1 ニトロセルロース（セルロースナイトレート） 各称等を表示し、又は通知すべき危険及び有害物 別表第9の424 ニトロセルロース (セルロースナイトレート)
消防法	:	第九条の四（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの基準）、危険物の規制に関する政令第一条の十一、別表第三 第五類（第二種自己反応性物質、100kg以上は消防法の適用を受ける、100kg未満の場合は物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は市町村条例で定める）。  セルロースナイトレート単一物質として 別表第三 第五類（第一種自己反応性物質、10kg以上は消防法の適用を受ける、10kg未満の場合は物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は市町村条例で定める）。
船舶安全法	:	危規則第二条危険物等級4.1可燃性物資（正4.1容器等級2） (セルロースナイトレート)
港則法	:	施行規則第十二条危険物（可燃性物質） (セルロースナイトレート)
航空法	:	施行規則第百九十四条危険物可燃性物質（H等級2） (セルロースナイトレート)

---

#### 1 6. その他の情報

##### 記載内容の取扱い

本データシートの記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。

また、含有量、物理・化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではなく、注意事項は、通常の実施を前提としたものです。特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

ご需要家各位は本シートを参考にして、自らの責任において、個々取扱い等の実態に応じた適切な措置をお取りくださいますよう、お願いいたします。

##### 参考文献

- ・GHSに基づく化学品の分類方法（JIS Z 7252:2019）
  - ・GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）（JIS Z 7253:2019）
-